

フィリピンにおける教育改革とインクルーシブ教育の可能性

上岡清乃¹⁾ 伊谷行²⁾ 是永かな子³⁾

1) 北里大学大学院医療系研究科

2) 高知大学教育学部

3) 高知大学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻・高知ギルバーグ発達神経精神医学センター

Education Reform and Possibility of Inclusive Education in the Philippines

Sayano Kamioka¹⁾ Gyo Itani²⁾ Kanako Korenaga³⁾

1) Kitasato University Graduate School of Medical Science

2) Kochi University Faculty of Education

3) Kochi University Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Professional Schools for Teacher Education, Kochi Gillberg Neuropsychiatry Centre

要約

本研究の目的は、フィリピンにおける教育改革とインクルーシブ教育の可能性について、文献研究とともにフィリピンの教員を対象とした聞き取り調査を行い、考察することとした。結果として SPED (Special Education) プログラムに基づく多様な学級形式からは特別なニーズのある子どもと共に学ぶインクルーシブ教育の可能性が窺えた。特別教育のガイドラインである「Policies and Guidelines for Special Education」(1997)には「特別教育の最終的な目標は、特別なニーズのある子どもを通常の学校システムに統合し、さらにその先の地域社会へも統合することである」と明記されており、多様な学級編成によって様々なニーズのある子どものインクルージョンを目指している。また、フィリピン政府は子どもの早期療育と発達 (Early Childhood Care and Development; ECCD) の重要性に言及するとともに、関連する制度の構築を全国に義務付けており、インクルーシブ教育の早期開始にも重点を置いている。一方で、中等教育改革による教員の質の向上や、貧富の差や地域による教育格差といった問題も依然存在することを前提とすると、フィリピンにおけるインクルーシブ教育はコミュニティ開発の一戦略としての CBR (Community Based Rehabilitation) の観点から推進されることが肝要であろう。

キーワード：フィリピン 教育改革 インクルーシブ教育

1. 問題の所在

2006年に「障害者の権利に関する条約 (Convention on the Right of Person with Disabilities; CRPD)」が国連で採択され、同条約第24条の障害者を包容する教育制度 (インクルーシブ教育システム; Inclusive Education System) は世界的に既定路線となった。フィリピンは、2007年9月に障

害者権利条約に署名し、2008年4月に批准した¹。しかし、インクルーシブ教育の具体化は各国によって極めて多様であり、諸外国の動向も鑑みつつ、自国のインクルーシブ教育制度を改善し続けることが求められている。

本稿では、教育カリキュラム改革の只中にあるフィリピンにおけるインクルーシブ教育についてその可能性と課題を検討したい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フィリピンにおける教育改革とインクルーシブ教育の可能性について、文献研究とともにフィリピンの教員を対象とした聞き取り調査を行い、考察することである。

3. 研究の方法

本研究で用いた方法は、フィリピンの教育に関連する先行研究の検討による文献研究と、フィリピンの学校教育現場で勤務経験のある男性教諭1名に対する聞き取りの調査研究である。

4. 結果

4.1 フィリピンにおける教育改革

フィリピンは東南アジアに位置する7,100余の島からなるフィリピン群島を国土とする、面積30万km²、世界13位の人口約1億98万人の共和国である²。公用語はフィリピン語と英語である。1946年の独立以来長らくフィリピンの教育は、初等学校6年、中等学校4年、高等教育4年の6-4-4制学校制度であった。国家統計局の2013年FLEMMS調査では、6~24歳の3,600万人のうち、結婚や貧困、学校に対する興味の欠如、家事、病気や怪我、労働中または就職活動などの理由により、10人に1人あるいは400万人程度の割合の人口が基礎教育を終えていないことが明らかとなった³。また初等中等学校10年制による教育水準の低さが指摘されており、2003年の「国際数学・理科教育調査(Trends in International Mathematics and Science Study; TIMSS)」(中学校)では数学は45参加国中41位、科学は45参加国中42位と低成績を示した⁴。さらに、中等教育が4年間のみであり、高等教育への進学時の年齢が国際標準に比して2年間不足しているため、他国の大学への進学が非常に困難であることや、初等中等学校卒業段階では就職に年少過ぎることなどの問題点が指摘されていた。このことを受け、2010年代より初等中等教育改革が最重要課題の1つとされ、2013年5月に制定されたのがフィ

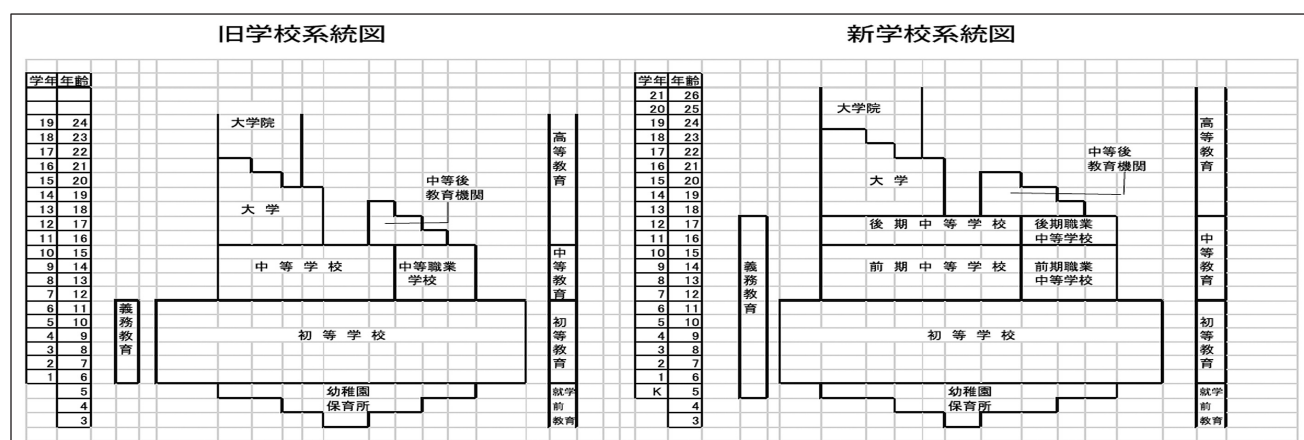


図1 フィリピンにおける新旧学校系統図

出典：石田憲一(2017)フィリピンにおける中等教育カリキュラム改革の特色と課題—シニア・ハイスクール・モデル事業の2事例の考察を中心にして—『純心人文研究』23, p. 199.

リピン共和国法第10533号(基礎教育拡充法)である⁵。現在、フィリピンでは、中等教育を4年制から6年制へと拡大し、前期中等学校は4年間のジュニア・ハイスクール(junior high school)、後期中等学校は2年間のシニア・ハイスクール(senior high school)として計6年間の義務教育とする改革が進んでいる(図1、表1)。

基礎教育拡充法の大きな特色として、「K-12プログラム(K to 12 Basic Education Program)」の実施が挙げられる。以下にK-12プログラムに関するフィリピン共和国法第10533号の抜粋を示す。

表1 フィリピン共和国法第10533号(抜粋)

第4条 基礎教育拡充法

拡充された基礎教育は、最低1年間の幼稚園教育、6年間の初等教育、6年間の中等教育から構成される。中等教育は4年間の中学校教育と2年間の高等学校教育を含む。

幼稚園教育は第一段階の必須条件であり、5歳以上の子どもを対象とした1年間の準備教育である。

初等教育は第二段階の義務教育を指し、6年間で構成される。通常、初等教育の就学年齢は6歳である。

中等教育は第三段階の義務教育を指す。4年間の前期中等学校教育と2年間の後期中等教育から構成される。通常、中学校教育の就学年齢は12歳、高等学校の就学年齢は16歳である。

[以下略]

出典：REPUBLIC ACT No. 10533.

表1に示されるように、K-12プログラムは、幼稚園1年(5歳)、初等学校6年(6～11歳)、前期中等学校4年(12～15歳)、後期中等学校(16～17歳)とし、中等教育を4年制から6年制へと拡充するものである。この国際基準に対応する教育改革によって、5歳から17歳までの計13年間まで義務教育期間が延長された。そして公立校における義務教育は無償となった。しかしながら、教育制度の転換が学校教育現場にもたらす影響は大きく、特に移行期間中の教職員の確保や指導技術向上の問題がある。また、多様な進路から自らの進路を選択・決定できる子どもを育てるためには教員や学校全体の支援体制が欠かせない。このような新たな力が教員、学校に求められていることが指摘されている⁶。

さて、2010年の国家統計局による国勢調査によると、フィリピンにおける障害者人口は144万3千人(国民総人口の1.57%)であり、その内の人口比率は0～14歳で18.9%、15～64歳で59%、65歳以上で22.1%である⁷。これは、世界総人口の15%は何らかの障害を有すると報告したWHOの推計⁸を大きく下回る数値であり、ここからフィリピンの国家統計局は実際の障害者比率を把握できておらず、多くの障害者が適切な支援を受けられずに見逃されている可能性がうかがえる。

2000年の教育省の調査によると、フィリピンの子どもの12%が特別なニーズがあり、2%がギフテッド、10%が何らかの障害があることが明らかになった⁹。また、5歳以上の障害者の小学校への就学率は46.37%であり、識字率は69.43%と健常者に比して極端に低い数値を示している。低い生活水準と教育水準、特別教育施設の欠乏、学齢期からの労働など、障害者施策の展開は困難を極めているのが現状である。

K-12プログラムの導入に伴い教育改革が推進されているものの、いまだ包括的な法律が存在しない¹⁰。すなわち、障害児に特別教育を義務付ける法律の不在という状況が現在もなお続いている。例えば、障害児の教育システムの確立・維持・支援などフィリピンの障害者の権利法として1992年に策定された「障害者のためのマグナカルタ(Magna Carta for Disabled Person, 1992)」¹¹はフィリピンで最初に障害者の人権を認めた法律であり、雇用や雇用奨励金、免税、交通費の半額割引、

特別教育の拡大、投票時の支援、差別的状況の定義や禁止、点字や手話通訳、建物へのアクセスなどを網羅した内容である。障害者のマグナカルタでは、学校施設や学級の予定、体育の要件、その他の事項などについて、障害者の特別なニーズに対する配慮を学習機関に奨励するよう州に義務付けている。しかしながら、実際にはその実施状況に関しては期待されたほどの成果を上げていないという指摘もある。森¹²が2008年に行った調査では、多くの障害者が「障害者のマグナカルタ」を知らず、さらに優遇策適用の条件である障害者身分証明書の保有率も半分以下であったと報告されている。

現在のフィリピンにおける特別教育ガイドラインとして1997年のPolicies and Guidelines for Special Education¹³が挙げられる。これは特別教育に関する諸施策をまとめたガイドラインとして広く用いられているものの、特別教育の包括的法律ではなく、法的拘束力もない。障害者の教育ならびに障害者の社会参加を進めるためには、既存の法制度の見直しと普及の徹底が喫緊の課題であると考えられる。

また「障害者の権利に関する条約」に関連して2018年に内閣府に提出された「フィリピンの最初の報告の国連審査状況」では、第24条教育について、2つのパラレルレポートより以下が指摘されている¹⁴。第一に、政府が取り組んでいるのは特殊教育であり、インクルーシブ教育ではない。第二に、2014年に教育省が公表したデータは不十分であり、障害者の教育へのアクセスに関する統計データが不足している。第三に、政府組織は統合教育に前向きな姿勢を示し、カリキュラムの改正など行っているが、現場レベルで補助具や通訳者介助者が不足している、と。

このようにフィリピンのインクルーシブ教育は、まず全ての障害児の教育の保障、そして現在求められている可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育の具体化を、同時追求することが求められていると言えよう。

以上のフィリピンの教育改革および障害者法制度の現状を踏まえ、本稿では実際にフィリピンの学校教育現場に勤めていた男性教諭1名を対象として、学校現場における教育改革の影響や特別教育の現状について聞き取り調査を行った。

4.2 聞き取り調査

4.2.1 聞き取り調査対象

聞き取り調査対象者は、フィリピンカタンドゥアネス州(Province of Catanduanes)出身の30代男性である。カタンドゥアネス州立大学での助教(Assistant Professor)であり、現在は高知大学大学院黒潮圏総合科学専攻博士課程に在籍している。中等学校の生物学の教員免許有資格者であり、中等学校教員としての勤務経験がある。

カタンドゥアネス州は、フィリピンのルソン島南東部に位置するビコル地方(Bicol Region)に属し、カタンドゥアネス島を領域とした州である(図2参照)。その面積は1,511.5km²、人口は260,964人(2015年)で、州都は南端に位置するヴィラクである。

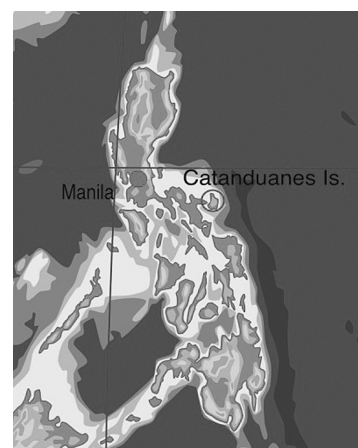


図2 カタンドゥアネス州の位置

4.2.2 聞き取り調査概要

以下の三点を主な調査項目として、聞き取りを行った。第一に、フィリピンでの学校教育制度改革とそれに伴う変容、第二に、フィリピンにおける特別な支援を要する子どもの学級集団分類とインクルーシブ教育の現状、第三に、ギフトッドの子どもに対する指導・支援である。

4.2.3 聞き取り調査手続き

聞き取り調査は、2019年2月4日14時から高知大学朝倉キャンパス内で対面式で行った。所要時間は2時間程度であった。主な調査項目に対して自由に回答を求める半構造化面接で聞き取りを行った。質問および回答は英語および簡単な日本語など、対象者にとって理解しやすい言語を用いた。調査は高知大学教員1名と、リサーチアシスタントとして大学院生1名が行った。また、同年2月25日および11月28日には、聞き取り内容の確認のため再度の聞き取りを実施した。

4.2.4 聞き取り調査結果

聞き取り調査で得られた回答を主な調査項目に沿って下記に示す。

第一に、フィリピンでの学校教育制度改革とそれに伴う変容についてである。以前は中等学校教育が4年間のみであり、諸外国に比して中等教育が2年分足りなかった。そのため、教育制度改革によってその足りない2年分を加えることとなった。教育課程編成に伴い、大学では学生不在の空白の期間が生じたこと、またより高度な知識技術と学位を有した大学教員が求められたことから、大学教員の質の向上という理由で、少なからぬ大学教員が職を失ったとのことであった。2年の後期中等教育期間設定の影響を受け、政府による高等教育機関に関する研究費は削減される側面もあった。

後期中等教育としての高等学校2年間が付加されたことにより、高等学校教育に対応する専門的な教育ができる教員が必要となったが、それまでに中等学校を担当していた教員全員が対応できるわけではない。そのため、大学教員が高等学校で応用分野の授業を行っている例もある。そのため、高等学校の2年間で受ける教育は授業内容が研究寄りになっており、研究に重点が置かれた教育に生徒らも驚いているのが現状である。

第二に、特別な支援を要する子どもの学級集団分類とインクルーシブ教育の現状についてである。フィリピンの教育では、インクルーシブ教育の考え方に基づいて、盲・聾・その他の障害を含めて全ての子どもを包括的に教育している。フィリピンでの教育はインクルージョンであり、様々な困難さを抱えた子どもに対し、学年や障害種を問わず1つの学級で教育を実施している。

例えば、首都マニラには多くの学校がある。各学校でダウン症や自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如多動症(ADHD)、その他の様々な状態像を示す子どもについて、音楽ではピアノ、芸術では美術など、個々に応じたトレーニングを行っている例もある。1年生から3年生の学級では、1学級に1人の教員がつくのが最も一般的である。4年生から6年生では、2～3人の教員がついており、それぞれ科目を担当して受け持っている。

フィリピンの「Regular Class」はインクルージョン学級を意味しており、通常児と障害のある子どもがその学級に在籍している。「Gifted Class」は必ずしも一般的でなく、マニラなどの大都市では音楽や体育に特化した学級などとして設置されているが、通常の学校でもクラス分けは成績順となるためトップクラスは頭の良い子どもで構成される。その意味では、カタンドゥアネスのような地方の州にも「頭の良い子たちのクラス」はあると言える。「Receiving Class」は、ギフテッドや障害児、通常児が全て一緒に教育を受ける学級のことであるが、これも一般的でない。「SPED Class」とは基本的に、身体的あるいは精神的に何らかの制限や障害のある子どものみを対象とした学級のことである。自身の出身の小学校は地方であったため「SPED Class」などの特別学級はなく、肢体不自由や盲・聾の子どもも含めて「Regular Class」での授業を行っていた。結果的にインクルージョン授業のような形式になっていたが、これはSPEDプログラム下においても一般的な指導形態ではない。教員・児童数が少ない地方部であったための措置であり、極めて稀なケースであると考えられる。

重度の肢体不自由のある子どもの場合は、「Special Handicapped Class」で特別な訓練を受ける

こととなる。この場合、救急対応法などの知識のある教員が医療的側面にも配慮して教育を行う。しかし、対応できる教員数は限定されている上に、通常の授業に比して非常に対処が難しいため、この学級も一般的でない。教室内でできることも限られており、資格や技術不足の面からも、医療的配慮を必要とする子どもへの教育はフィリピンの特別教育的課題の1つである。全ての教員が救急対応法などの医療技術についても学び、医療的配慮を施すことができるようになる必要がある。

フィリピンでは、通常の教員免許とは異なる「SPED」の特別な免許がある。フィリピンの教員免許はレベルや科目によって区分されており、自身の持っている免許は中等教育の生物学である。一般的に、免許は初等教育、中等教育、特別教育の3種類がある。また、特別教育に関しては教員を対象とした研修なども開催されており、自身もこれを受講した経験がある。

公立の高校には「SPED Class」などの特別学級はない。特別な支援を要する子どもやギフテッドの子どもは、学校以外の場で個々のスキルを高めている例が多いだろう。ただ、公立高校でもインクルーシブ教育として、通常児と共に学習している場合もあり、その場合は保護者の許可・同意を得ている。また私立学校の場合は、特別な教育プログラムを受けることができる。特別な支援を要する子どもの高校進学について特に法律はないが、高校での教育はかなり専門的であるため、個人的には非常に難しいと思っている。

特別な支援を要する子どもであっても、公立学校は全ての学級が無償である。しかし、私立学校は高額であり、学校によるが、月に1000ペソから5000ペソ程度の学費がかかる。

マニラなど主要都市部には盲や聾を対象とした特別学校があるが、カタンドゥアネス州は小さい島であり、特別学校はない。カタンドゥアネス州の小学校には特別学級があるが、いくつかの小学校に設置されているのみである。中心街には必ず小学校や中学校、高等学校があるが、その全ての学校に特別学級があるわけではなく、おおよそ「大きな街」に1つ程度である。

第三に、ギフテッドの子どもに対する支援・指導についてである。公立学校では、ギフテッドの子どもは公的機関や校長などによる厳密な評価や試験を受けている。年度末の試験によって、優れた能力を有する子どもを選定し、特別な学級を編成する。保護者の意向で公立学校か私立学校を選ぶが、公立学校では「Receiving Class」に入れられるギフテッドの子どももいれば、「SPED Class」に入れられるギフテッドの子どももいる。「Receiving Class」には、ギフテッド以外にも何らかの障害のある子どもが1~2人程度は在籍しているため、性別や年齢、身体状態等、個々の発達に配慮した教育をしてほしいと保護者から不平の声が上がることもある。

私立学校においてはギフテッドの子どもは基本的に分離されており、数学や音楽、その他の得意な能力に応じた教育を受けることができる。ギフテッドの子どもであれば、保護者の「子どもが自らのスキルを生かせる職に就くことができるようにしたい」という要望によって特別なスキルに応じた教育を受けさせることができる。例えば、音楽や芸術、科学、数学など、各々に特化したカリキュラムを特別な教室で受けることができる。これはマニラのような都市部では一般的である。カタンドゥアネス州でもギフテッド教育は行っているが、カリキュラムを分けたり特別な学級を設置したりということはしていない。

私立の特別学校 (Special School) では、音楽だけ、芸術だけ、数学だけ、科学だけのように得意な能力のみを深めていくことができる。一方、公立学校は教育制度に則って、通常のカリキュラム下で教育がなされるため、国語や社会などその他の教科についても学習しなければならない。重点を置くのは得意な能力であるが、それでも他の教科も学習しなければならない。

4.2.5 聞き取り調査考察

聞き取り調査結果について調査項目に沿って、資料および文献も用いつつ考察する。

第一に、フィリピンでの学校教育制度改革とそれに伴う変容について、中等教育期間の2年間の延長による学校教育現場への影響が窺われた。K-12プログラムとして中等教育を義務制として子どもの学ぶ権利の保障を明確化したこと、約40年ぶりに子どもが各々の特徴や希望に合わせて選ぶカリキュラムになったことの意義は大きい¹⁵。しかしながら、このK-12プログラムの実施により移行期間中には大学に学生のない期間が出現し、特に民間の高等教育機関では教職員の人員整理が行われた。

フィリピン政府高等教育委員会は共和国法第10533号を受け、移行期間中に次世代の教員を育成する研修を行っており、教育省からの継続的な予算増加を受けてより多くの教員が採用されているとコメントしている¹⁶。K-12プログラム実施により、新たなカリキュラムに柔軟に対応し得る質の高い教員の養成が求められているのである。

第二に、特別な支援を要する子どもの学級集団とインクルーシブ教育の現状について、多様なニーズのある子どもに対応するために学級が設置されていた。教育省は1997年に、ギフテッド、知的障害、視覚障害、聴覚障害、学習障害、言語障害、行動障害、自閉症などの特別なニーズのある子どもに対し、インクルーシブ教育や学習者のニーズに合った様々なタイプのSPEDプログラムを全ての学校において採用するとした¹⁷。

SPEDプログラムでは、特別なニーズのある子どもに以下に示すような支援策を設けている¹⁸。

1つ目はリソースルームプランである。リソースルームプランは、通常学校に在籍する多様な学習上の困難のある子どもを対象に、研修を受けた教員がリソースルームで少人数指導を行う。

2つ目は巡回教員プランである。これは巡回教員が特別な支援を必要とする子どもの数に従って1校またはそれ以上の学校を巡回し、子どもの相談・鑑別・観察に加え、評価を行うものである。

3つ目は特別学級プランである。これは、通常の学級で授業を受けるにはより深刻な問題のある子どもを対象としている。通常の子どものと共に過ごすこともあるが、基本的には通常の授業を共に受けることはない。

4つ目はSPEDセンターである。センターは「学校の中の学校」をコンセプトとするものであり、通常学校の中に独立して設置されている。通常学校に在籍する特別なニーズのある子どもの支援や学校での教員研修の実施、教材教具の作成、支援を要する子どもの評価の実施といった役割を担う。

5つ目は特別デイスクールである。このデイスクールでは中等度から重度の障害のある子どもに対し、医学・心理・社会の様々な側面から包括的に評価を行うとともに、特別な研修を受けた教育者が指導を行う。

6つ目が院内指導である。院内指導では重度の精神障害や寝たきり状態など慢性的かつ／あるいは重度の障害のある者および回復中の者に対してベッドサイド指導やグループ指導を行っている。

7つ目は地域に依拠した支援提供システム(community-based delivery system)である。このシステムでは都市部から遠方の地域に住んでいて特別教育を受けることができない子どもを対象としており、教員や准教員(para teacher)、ボランティアが基礎的な読み書き計算やADLなどについて指導を行うものである。

また、子どもの特別なニーズに応えるために、教育省は教員向けの研修なども行っている¹⁹。このSPEDプログラムの活用により、多様なニーズのある子どもに対して学校内のみならず、外部機関とも連携し、多様な状態に応じた教育を行うことができる。聞き取り結果からも、障害児と通常児が統合的な環境で学習する学級や障害児のみの学級、さらに特別な医療的ケアを必要とする子どものための学級など、多様な学びの場が設定されていることが明らかになった。SPED教員は、大学で特別教育プログラムを専攻して学位を取得し、かつ、国家教員試験に合格した者であり、特別なニーズをもつ児童生徒の評価と指導や心理学、コミュニケーション、子どもの発達などに関する専門

的な知識技術を有する²⁰。

聞き取り調査においても「フィリピンの教育はインクルージョンである」と回答が得られたように、フィリピンの学校教育現場では障害のある子どもと障害のない子どもが共に学びつつ、特別なニーズのある子どもへの配慮も行っている。インクルーシブ社会の形成を目指す上で、この SPED プログラムの活用は非常に大きな役割を担っていると考えられる。

聞き取りにもあったように SPED プログラムを推進するフィリピンの学校には、いくつかの学級が存在する。「Regular Class (General Education Class)」とは公立学校の通常学級を指す。基本的には、通常の基礎教育カリキュラムの教育を行う一般教育のためのクラスである²¹。

「Receiving Class (Integration and Mainstreaming Programs)」とは特別なニーズのある子どもが在籍する通常の学級であり、障害のある子どもを通常の学級に含めるか否かを選択することができ、通常の教員もしくは SPED の研修を受けた教員が指導を行う²²。

また、「SPED クラス (Special Education Class)」はギフテッド、知的障害、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、学習障害、言語障害、行動障害、自閉症など特別なニーズのある子どもが学ぶためのクラスである²³。「Receiving Class」のように統合的な教育を提供する学校が多いが、国立聾学校や国立盲学校のように特定の障害のみを対象とした「SPED School」や特別学級としての「SPED Class」も存在している。

このように特別な支援を要する子どものための教育の在り方が見直され、新たな特別教育が推進されているが、その一方で国家予算の問題が挙げられている。現ドゥルテ政権では教育が最重要事項としながらも、2019 年の国家予算に SPED プログラム専用の予算を設けていない²⁴。SPED プログラムは外部機関や地方自治体に依存している部分が大きく、今後の予算運用によっては SPED プログラムの継続が現実的でなくなる懸念されている。

また、カタンドゥアネス州における特別学校や特別学級の現状について、マニラなどの都市部との教育的格差が明らかとなった。フィリピンの首都であるマニラは人口 166 万人を超える大都市圏であり、小学校のみならず、公立または私立の中・高等学校でも特別学校が存在する。一方、カタンドゥアネス州は周囲をフィリピン海に囲まれたカタンドゥアネス島の州であり、地方部にあたる。聞き取り調査において、カタンドゥアネス州には特別学校がなく、いくつかの通常学校に特別学級が設置されているのみであるとの現状が聴取された。さらに聞き取り対象者の出身校のように特別学級のない学校では肢体不自由や盲・聾の子どもも通常学級で共に学ぶ、極めて稀なケースも存在していた。

2007 年にはフィリピン国内の SPED センターは 151 校、SPED プログラムを提供する私立学校は 450 校、公立学校は 1548 校、計 2149 校が特別なニーズのある子どもの教育機関として設置されている²⁵。しかしその多くは都市部に設置されており、聞き取り対象者の出身地のような地方部には SPED センターはない。障害のある全ての子ども一人ひとりの特別なニーズに対応するためには、地域格差の解消も課題の一つとして挙げられるだろう。

第三に、ギフテッドの子どもに対する指導について、フィリピンでは一人ひとりの長所となる特性も伸ばす柔軟な教育が行われていた。例えば、フィリピンでは教育省や私立学校によるいくつかのギフテッド向けの政府プログラムが存在している²⁶。中等教育では、「Philippine High School for the Arts (以下、PHSA)」や「Philippine Science High School (以下、PSHS)」が挙げられる。PHSA は 1987 年に設立された公立高校であり、政府が規定する基礎教育カリキュラムの他に、文芸・ダンス・音楽・演劇芸術・視覚芸術といった芸術に焦点を当てた教育を提供している²⁷。PSHS は 1977 年に設立された公立高校であり、計 9 つの地域キャンパスで科学・数学・技術に焦点を当てた教育を提供している²⁸。就学前教育および初等教育では、「The Learning Tree Child Growth Center」

や「Headway School of Giftedness(以下、HSG)」が挙げられる。「The Learning Tree Child Growth Center」は1984年に幼稚部が設立され、1998年からは小学部も開設された。本センターでは様々な科目で子どもの才能を育てており、卒業生はPHSAやPSHS、その他の首都圏の大規模な私立学校へ進学している²⁹。HSGは2002年に設立され、子ども一人ひとりの知的・感情的・社会的・身体的・精神的・美的側面の最適な発達を支援するために、個別に柔軟なプログラムでの教育を行っている³⁰。これらのギフテッド教育に対応した学校ではいずれも入学時の試験が設けられており、その門戸は非常に狭い。

その他にも、フィリピンでは毎年ギフテッド教育センターが公立校および私立校の校長や教員、心理学者、カウンセラー、小児科医、当事者およびその保護者などを対象としたギフテッドに関する年次会議を開催しているなど、多様なニーズに応えるための取り組みが行われている³¹。

同時にギフテッドは、知的な優秀さだけではなく情緒社会面や行動面に特別な教育的ニーズをもっている可能性がある。学校教育は、ギフテッドのもつ能力を伸ばしつつ、情緒社会面、行動面等の苦手さを保障できるような多様で柔軟な受け入れの体制が必要であろう³²。

フィリピンでは上記のように様々なギフテッド教育プログラムが設けられており、各々が自らの能力を伸ばすための教育が受けられていた。しかし聞き取り調査からは、地方部での統合的な教育によるギフテッドの保護者からの不満や、都市部とのギフテッド教育の格差、私立学校と公立学校でのカリキュラムの違いといった問題も示唆された。これらの問題の解決にあたっては、政府によるギフテッド向けのカリキュラム開発・実施・普及等が課題となるであろう。

フィリピンでは多様なニーズのある子どもに対応する学級が設置されたり、特別なニーズのある子どもへの支援策が具体化されたり、ギフテッド教育の取り組みがあったりする。同時に中等教育改革による教員の質の向上や、貧富の差や地域による教育格差が課題とされている。

そのためフィリピンにおけるインクルーシブ教育の推進では、例えば日本のような障害種に応じた特別な学校や学級の整備としての専門的支援の構築のみならず、貧困への対応、障害者の権利保障、コミュニティの人々の参加を求めつつ主流とされる教育に包括するメインストリーミングも目指すことが重要であろう。

ゆえにフィリピンのインクルーシブ教育は「すべての障害のある人のリハビリテーションのための、総合的なコミュニティ開発の中での一戦略」としてのCBR(Community based Rehabilitation)³³の観点からその推進の可能性を見出していくことが、ソーシャル・インクルージョンとしての地域社会開発につながる方略であると考察した。

5. まとめ

本研究では、フィリピンの教育改革の動向を把握しつつ、フィリピンにおけるインクルーシブ教育の可能性と課題について、文献研究と聞き取り調査から検討した。

結果としてSPEDプログラムに基づく多様な学級形式からは特別なニーズのある子どもと共に学ぶインクルーシブ教育の可能性が窺えた。特別教育のガイドラインである「Policies and Guidelines for Special Education」^{33,34}には「特別教育の最終的な目標は、特別なニーズのある子どもを通常の学校システムに統合し、さらにその先の地域社会へも統合することである」と明記されており、現在の多様な学級編成が様々なニーズのある子どものインクルージョンを目指している。また、フィリピン政府は子どもの早期療育と発達(Early Childhood Care and Development; ECCD)の重要性に言及するとともに、関連する制度の構築を全国に義務付けており、インクルーシブ教育の早期開始にも重点を置いている³⁵。しかしながら、一方で中等教育改革による教員の質の向上や、貧富の差や地域による教育格差といった課題も明らかとなったため、フィリピンにおけるインクルーシブ

教育は CBR の観点からその可能性が評価される必要があるだろう。

註・引用文献

- 1 内閣府,1.4 フィリピンにおける合理的配慮・環境整備と障害者権利委員会審査状況.
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h1_01_04.html (2019/11/27 参照).
- 2 外務省, フィリピン共和国の基礎データ. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html/> (2019/11/27 参照).
- 3 Out-of-School Children and Youth in the Philippines (Results from the 2013 Functional Literacy, Education and Mass Media Survey),
<https://psa.gov.ph/content/out-school-children-and-youth-philippines-results-2013-functional-literacy-education-and/> (2019/11/27 参照).
- 4 文部科学省(2012)国際数学・理科教育動向調査(TIMMS)2003における成績. http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2012/12/13/1230782_02.pdf (2019/11/27 参照).
- 5 REPUBLIC ACT No. 10533. An Act Enhancing the Philippine Basic Education System by Strengthening Its Curriculum and Increasing the Number of Years for Basic Education, Appropriating Funds Therefor and for Other Purposes.
- 6 石田憲一(2017)フィリピンにおける中等教育カリキュラム改革の特色と課題—シニア・ハイスクール・モデル事業の2事例の考察を中心に—『純心人文研究』23, pp.197-209.
- 7 Philippines Statistics Authority(2010) Persons with Disability in the Philippines(Results from the 2010 Census). <https://psa.gov.ph/content/persons-disability-philippines-results-2010-census/> (2019/11/27 参照).
- 8 WHO(2011) World report on disability. https://www.who.int/disabilities/world_report/2011/en/ (2019/11/27 参照).
- 9 Maria Melissa Rossana C. Sta. Ana, Education of Children with Multiple Disabilities in the Philippines. https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/382/18d-228_18.pdf (2019/11/27 参照).
- 10 森壯也(2013)第4章フィリピンにおける障害者教育法『開発途上国の障害者教育—教育法制と就学実態調査研究報告書』pp.59-71.
- 11 REPUBLIC ACT NO. 7277. An Act Providing for the Rehabilitation, Self-Development and Self-Reliance of Disabled Persons and Their Integration into the Mainstream of Society and for Other Purposes.
- 12 森壯也(2009)フィリピン障害者の生計—2008年マニラ首都圏障害者調査から(特集 開発途上国の障害者—統計と生計)『アジア研ワールド・トレンド』168, pp.24-27.
- 13 Policies and Guidelines on Special Education(1997) <https://www.slideshare.net/MariaMarthaManetteMadrid/policies-and-guidelines-of-special-education-in-the-philippines/> (2019/11/27 参照).
- 14 内閣府,1.4.2 フィリピンの包括的な最初の報告の国連審査状況.
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h29kokusai/h1_01_04_02.html (2019/11/27 参照).
- 15 前掲 6, 石田憲一(2017).
- 16 DepEd (1997) Institutionalization of SPED Programs in All Schools. <https://www.deped.gov.ph/1997/03/07/do-26-s-1997-institutionalization-of-sped-programs-in-all-schools/>(2019/11/27 参照).
- 17 同上, DepEd(1997).
- 18 Teresita G. Inciong(2005) The Development of Welfare and Education for Children with Mental Retardation Towards Inclusion : the Philippine Experience. The 17th Asian Conference on Mental Retardation.
http://www.jlidd.jp/gtid/acmr_17/pdf/3-Inclision.pdf (2019/11/27 参照).
- 19 The Manila Times(2017.2.26) Over 600 schools cater to children with special needs —DepEd.
<https://www.manilatimes.net/2017/02/26/news/top-stories/600-schools-cater-children-special-needs-deped-314217/> (2019/11/27 参照).
- 20 Find University, BSEEd in Special Education in the Philippines. <https://www.finduniversity.ph/majors/beed-in-special-education-philippines/> (2019/11/27 参照).
- 21 DepEd(2009) Inclusive Education as Strategy for Increasing Participation Rate of Children.
<https://www.deped.gov.ph/2009/07/06/do-72-s-2009-inclusive-education-as-strategy-for-increasing-participation-rate-of-children/> (2019/11/27 参照).
- 22 同上, DepEd(2009).
- 23 前掲 16, 17, DepEd(1997).
- 24 MANILA BULLETIN The Nation's Newspaper(2018) DepEd: Special Education remains among its 'priority programs'. <https://news.mb.com.ph/2018/08/11/deped-special-education-remains-among-its-priority-programs/> (2019/11/27 参照).

-
- ²⁵ National Institute of Special Needs Education, Japan(2007) Statistics and Indicators in Asia-Pacific Countries 2007: Summaries on Education for Children with Disabilities in Asia-Pacific Counties.
- ²⁶ Greg Tabios Pawilen & Sheene Jade Manuel(2018) A Proposed Model and Framework for Developing Curriculum for the Gifted in the Philippines. International Journal of Curriculum and Instruction, 10(2), pp.118-141., Presidential Decree No.1287. Creating Philippine High School for the Arts.
- ²⁷ Philippine High School for the Arts. <http://www.phsa.edu.ph/> (2019/11/27 参照).
- ²⁸ Republic Act No. 3661. An Act to Establish the Philippine Science High School.
- ²⁹ The Learning Tree Child Growth Center. <https://thelearningtree.ph/info/> (2019/11/27 参照).
- ³⁰ Headway School of Giftedness. <http://www.headwayschool.ph/> (2019/11/27 参照).
- ³¹ DepEd(2019) Annual Conference on Giftedness of the Philippine Center for Gifted Education Inc. https://www.deped.gov.ph/wp-content/uploads/2019/10/DA_s2019_184.pdf (2019/11/27 参照).
- ³² 松本茉莉衣・是永かな子(2015)ギフテッドの情緒社会面・行動面・感覚面における特別なニーズと対応『高知大学教育学部研究報告』75, pp.169-178.
- ³³ International Labour Organization, United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, World Health Organization, CBR A Strategy for Rehabilitation, Equalization of Opportunities, Poverty Reduction and Social Inclusion of People with Disabilities Joint Position Paper 2004. Geneva:WHO.2004:2.
- ³⁴ 前掲 13, Policies and Guidelines on Special Education(1997).
- ³⁵ Republic Act No. 10410. An Act Recognizing the Age from Zero(0) to Eight(8) Years as the First Crucial Stage of Education Development and Strengthening the Early Childhood Care and Development System, Appropriating Funds Therefor and for Other Purposes.

